

令和4年度 荒川区ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援） 補助金のご案内

1 補助制度について

荒川区では、東京都の補助制度を活用し、日常生活上の突発的な事情等により一時的にベビーシッターによる保育を必要とする保護者に対して、その利用料の一部を補助する制度を実施します。

2 対象者

荒川区に住所を有する、以下のいずれかの保護者（保育認定は問いません）

※保育園や幼稚園を利用している方、育休中の方でもご利用いただけます

- ・日常生活上の突発的な事情や社会参加などにより、一時的に保育を必要とする方
（保護者の残業や病気、自己実現、学校行事など、幅広い理由が対象となります）
- ・ベビーシッターを活用した共同保育を必要とする者
（保護者等と一緒にベビーシッターが共同で保育をします）



3 対象となる要件

(1) 対象児童

未就学児（0歳から満6歳に達する年度の末日まで）

(2) 対象期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

(3) 利用時間帯

24時間365日（土曜日、日曜日、祝日、年末年始も対象）

(4) 利用上限

- ・児童一人当たり年度内144時間まで
多胎児（ふたご、みつご等）の場合は、児童一人当たり288時間まで
※利用時間は、月ごとの計算で、分単位は切捨てになります。
- ・1時間当たりの上限金額 ①午前7時～午後10時：2,500円 ②左記以外の時間：3,500円
※クーポン等の支払いや福利厚生などの助成を受けている場合は、その額を差し引いたあとの料金が補助対象となります。

(5) 対象利用料

ベビーシッター事業者から請求される料金のうち、純然たる保育サービス提供対価のみが対象です。
（対象料金は税込みです。入会金、会費、交通費、キャンセル料、保険料、おむつ代等の実費等、サービス提供（家事援助、送迎等）等の料金は対象外です）。

(6) 対象事業者

東京都が定める、ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）認定事業者（後記「7東京都福祉保健局のホームページ」から確認してください）。

(7) 保育基準

児童1人に対しベビーシッター1人による保育であること（ただし例外として、補助対象児童とその兄弟姉妹（人数や年齢を問わない）を、保護者等とベビーシッターが共同して保育を行い、かつ保護者が契約において同意しているときには、ベビーシッターが1人であっても補助の対象です）。

4 利用の流れ

(1) 東京都の認定事業者から事業者を選び、事業者と直接、利用の契約

※その際に「東京都のベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）を活用したい」旨を必ずお伝えください。

(2) ベビーシッターを利用し、料金を事業者に支払う

※事業者から、「補助事業ベビーシッター要件証明書」の交付を受けてください。

【裏面あり】

(3) 補助金申請期間になったら、必要書類を揃えて区に補助金の申請をする

5 申請時期

申請様式の詳細は決定し次第公表します。荒川区ホームページに掲載しますので、ご確認ください。

<令和4年度利用分> **※申請期間を過ぎての申請は受理出来ませんので、ご注意ください。**

期	対象期間	申請期間 ※保育課必着	区からの支払時期
1期	令和4年4月から6月利用分	令和4年7月15日から7月29日まで	令和4年8月下旬頃
2期	令和4年4月から9月利用分	令和4年10月17日から10月31日まで	令和4年11月下旬頃
3期	令和4年4月から12月利用分	令和5年1月16日から1月31日まで	令和5年2月下旬頃
4期	令和4年4月から令和5年3月利用分	令和5年4月10日から4月28日まで	令和5年5月下旬頃

※年度分を4期にまとめて申請することも可能です。

6 提出書類（荒川区ホームページからダウンロード頂くか、保育課窓口でもお渡しします）

※申請内容について、ご利用の事業者を確認をする場合がありますので、予めご了承ください。

- (1) 荒川区ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）補助金交付申請書兼請求書
- (2) 荒川区ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）補助金実績報告書
- (3) ベビーシッター利用内訳表
- (4) ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）補助事業ベビーシッター要件証明書
（ご利用のベビーシッター事業者に交付の依頼をしてください）
- (5) 利用料の請求書及び領収書の写し（原本を手元に残したい方は、原本ではなく必ず写しを添付してください。また、原本を提出されたのちに返却はできませんのでご注意ください）。
- (6) 【該当者のみ】クーポンによる支払や勤務先の福利厚生等の助成を受けたことがわかるもの(写)
※領収書については、領収書に代わるもの（銀行等で振り込みをした際の領収書等）の写しでも可。
※請求書や領収書で「①利用年月日②利用した児童の氏名③利用時間帯④利用時間⑤利用料の内訳（純然たる保育料の金額を確認します。クーポン等の割引を利用した場合は、その旨が記載されているかを必ずご確認ください。）」の全てが確認出来ない場合には、別途、利用事業者から証明を受けてください。

※領収書で、①から⑤の内容が確認できる場合には、請求書の提出を省略することができます。

7 ホームページ

(1) 補助対象事業者の確認方法

東京都福祉保健局のホームページをご参照ください（随時更新）。

東京都 ベビーシッター利用支援事業 ⇒ **検索**

「ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援） 認定事業者一覧」

(2) 「ベビーシッターなどを利用するときの留意点」は厚生労働省ホームページでご確認ください。

厚生労働省 ベビーシッター 留意点 ⇒ **検索**



8 留意事項

ベビーシッターを利用の際は、厚生労働省が定める「ベビーシッターなどを利用するときの留意点」を必ずご確認ください。



<問い合わせ・補助金申請先>

荒川区 子ども家庭部保育課 保育管理係

本庁舎2階 15番窓口

TEL：03-3802-3111（代表）内線：3821・3844